

事業年報概要

1. 総括

令和4年度の医療保険制度の状況を、全国健康保険協会を中心に概観する。

(1) 加入者数

令和4年度末現在の医療保障適用状況をみたものが、第1表である。加入者数は、全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」と略す。）が3,944万人、総人口の31.7%、組合管掌健康保険（以下、「組合健保」と略す。）が2,820万1千人、同22.6%、国民健康保険（以下、「国保」と略す。）が2,677万3千人、同21.5%であり、この3制度で大半を占めている。また、全国健康保険協会（法第3条第2項被保険者）（以下、「法第3条第2項」と略す。）は1万6千人、船員保険は11万1千人である。

制度別に加入者数の推移をみたものが、第2表である。平成25年度以降の伸び率を見ると、協会けんぽは令和元年度まで増加していたが、令和2年度以降減少している。組合健保は平成26年度までは減少していたが、平成27年度は横ばい、平成28年度は短時間労働者の適用拡大が行われた影響で増加し、平成29年度以降も引き続き増加となっていたが、令和元年度以降減少している。国保は平成25年度以降一貫して減少している。

(2) 被保険者数

被用者保険における制度別の被保険者数の推移をみたものが、第3表である。協会けんぽは、平成25年度以降令和3年度まで増加、令和4年度は、令和4年10月の共済組合員資格の適用要件の拡大（共済組合法の改正）に伴い、業態が公務である非常勤職員等が共済組合員となった影響により減少している。組合健保は、平成25年度以降は増加していたが、令和元年度は減少し、令和2年度で増加に転じ、令和3年度はほぼ横ばい、令和4年度は増加している。共済組合は、平成25年度は減少し、平成26年度は横ばい、平成27年度以降は増加傾向になっている。対前年度伸び率の過去10年間の平均は、協会けんぽは2.2%の増加、組合健保は0.6%の増加となっている。

第1表 医療保障適用人口（令和4年度末）

	被保険者	被扶養者	計	構成比
	千人	千人	千人	%
総人口	・	・	124,554	100.0
協会けんぽ	24,800	14,640	39,440	31.7
法第3条第2項	11	5	16	0.0
組合健保	16,549	11,651	28,201	22.6
船員保険	57	54	111	0.1
共済組合	4,767	3,923	8,690	7.0
国保	26,773	・	26,773	21.5
後期高齢者医療 生活保護法適用者	19,135	・	19,135	15.4
	・	・	2,028	1.6

注1. 総人口は人口推計月報（総務省統計局）令和5年4月1日現在（確定値）による。

2. 生活保護法適用者は、「被保護者調査（令和5年3月分）」（厚生労働省社会・援護局保護課）による。

3. 組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

4. 共済組合は、令和3年度末の数値である。

第2表 制度別加入者数の推移（年度末）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成24	35,103	19	29,353	129	9,000	37,678	15,168
25	35,643	18	29,273	127	8,914	36,927	15,436
26	36,392	19	29,131	125	8,836	35,937	15,767
27	37,165	19	29,136	124	8,774	34,687	16,237
28	38,071	19	29,463	122	8,697	32,940	16,778
29	38,930	17	29,479	121	8,645	31,475	17,219
30	39,400	16	29,541	119	8,575	30,256	17,718
令和元	40,444	17	28,838	118	8,542	29,324	18,032
2	40,296	16	28,681	116	8,679	28,904	18,060
3	40,265	16	28,382	113	8,690	28,051	18,434
4	39,440	16	28,201	111	—	26,773	19,135
	%	%	%	%	%	%	%
平成25	1.5	△ 3.6	△ 0.3	△ 1.8	△ 1.0	△ 2.0	1.8
26	2.1	1.6	△ 0.5	△ 1.6	△ 0.9	△ 2.7	2.1
27	2.1	3.5	0.0	△ 1.1	△ 0.7	△ 3.5	3.0
28	2.4	0.8	1.1	△ 1.3	△ 0.9	△ 5.0	3.3
29	2.3	△ 13.6	0.1	△ 1.0	△ 0.6	△ 4.4	2.6
30	1.2	△ 2.0	0.2	△ 1.2	△ 0.8	△ 3.9	2.9
令和元	2.6	1.2	△ 2.4	△ 1.5	△ 0.4	△ 3.1	1.8
2	△ 0.4	△ 4.5	△ 0.5	△ 1.7	1.6	△ 1.4	0.2
3	△ 0.1	2.3	△ 1.0	△ 2.2	0.1	△ 3.0	2.1
4	△ 2.0	1.2	△ 0.6	△ 2.1	—	△ 4.6	3.8
10年平均	1.2	△ 1.4	△ 0.4	△ 1.5	—	△ 3.4	2.4

注. 令和4年度の組合健保、船員保険、国保、後期高齢者医療は、速報値である。

第3表 被用者保険における制度別被保険者数の推移（年度末）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	被用者保険計
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成24	19,871	13	15,537	58	4,501	39,980
25	20,303	12	15,598	58	4,491	40,462
26	20,902	12	15,644	58	4,493	41,109
27	21,577	13	15,811	58	4,504	41,964
28	22,428	13	16,284	58	4,514	43,297
29	23,203	12	16,486	58	4,531	44,290
30	23,757	11	16,719	58	4,537	45,083
令和元	24,793	12	16,353	58	4,562	45,778
2	24,877	11	16,419	58	4,718	46,082
3	25,072	11	16,411	57	4,767	46,319
4	24,800	11	16,549	57	—	—
	%	%	%	%	%	%
平成25	2.2	△ 4.4	0.4	△ 0.6	△ 0.2	1.2
26	2.9	1.8	0.3	△ 0.2	0.0	1.6
27	3.2	4.1	1.1	0.3	0.2	2.1
28	3.9	1.8	3.0	0.2	0.2	3.2
29	3.5	△ 11.3	1.2	0.4	0.4	2.3
30	2.4	△ 1.7	1.4	0.2	0.1	1.8
令和元	4.4	1.5	△ 2.2	△ 0.2	0.5	1.5
2	0.3	△ 4.6	0.4	△ 0.8	3.4	0.7
3	0.8	2.7	△ 0.0	△ 1.3	1.0	0.5
4	△ 1.1	1.6	0.8	△ 0.2	—	—
10年平均	2.2	△ 1.0	0.6	△ 0.2	—	—

注. 令和4年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

(3) 標準報酬月額平均

制度別に標準報酬月額の平均の推移をみたものが、第4表である。令和4年度末の協会けんぽは30万2千円、組合健保は38万5千円であり、前年度と比較すると、協会けんぽは令和4年10月の共済組合法の改正の影響により、2.3%増加、組合健保は1.1%増加している。また、法第3条第2項は1万6千円（平均標準賃金日額）となっている。

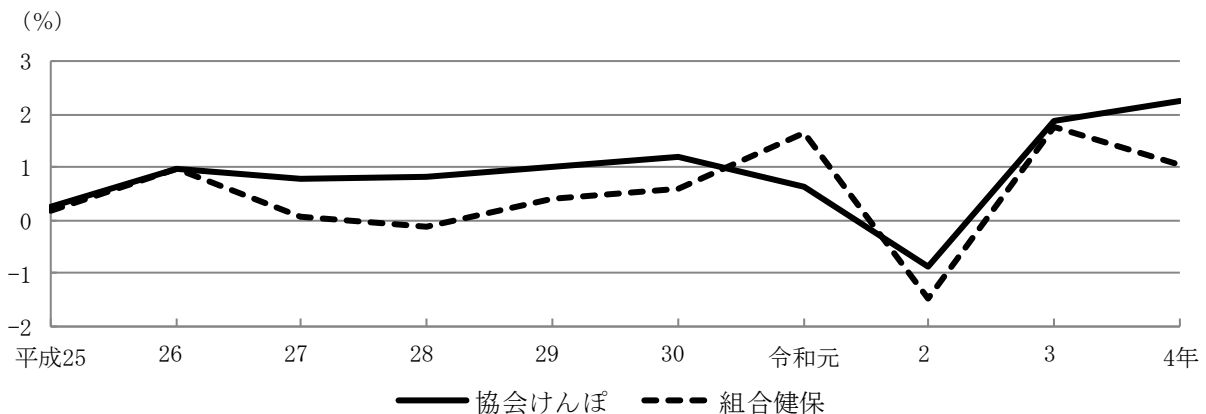
第1図は、協会けんぽと組合健保の標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、平成25年度と平成26年度は同程度の伸びとなり、平成27年度以降は協会けんぽの方が高めに推移していたが、令和元年度は組合健保の方が高く、令和2年度以降は再び協会けんぽの方が高めに推移している。

第4表 制度別標準報酬月額の平均（年度末）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項 (日額)	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	千円	千円
平成24	276,414	13,601	365,867	388,989	411,900	1,416	797
25	277,116	13,578	366,541	394,456	402,148	1,399	799
26	279,789	13,794	370,072	397,567	415,565	1,444	830
27	282,001	13,991	370,300	407,025	415,960	1,396	804
28	284,285	14,176	369,817	412,609	418,812	1,388	828
29	287,218	14,266	371,301	416,647	416,987	1,361	840
30	290,660	14,491	373,555	417,057	417,772	1,367	857
令和元	292,462	14,330	379,805	419,157	418,647	1,335	858
2	289,937	15,388	374,131	421,947	408,708	1,360	863
3	295,438	15,596	380,735	428,727	409,444	1,404	885
4	302,159	15,898	384,746	438,220	—	—	925
	%	%	%	%	%	%	%
平成25	0.3	△ 0.2	0.2	1.4	△ 2.4	△ 1.2	0.3
26	1.0	1.6	1.0	0.8	3.3	3.2	3.9
27	0.8	1.4	0.1	2.4	0.1	△ 3.3	△ 3.1
28	0.8	1.3	△ 0.1	1.4	0.7	△ 0.6	3.0
29	1.0	0.6	0.4	1.0	△ 0.4	△ 1.9	1.4
30	1.2	1.6	0.6	0.1	0.2	0.4	2.0
令和元	0.6	△ 1.1	1.7	0.5	0.2	△ 2.3	0.1
2	△ 0.9	7.4	△ 1.5	0.7	△ 2.4	1.9	0.6
3	1.9	1.4	1.8	1.6	0.2	3.2	2.5
4	2.3	1.9	1.1	2.2	—	—	4.5
10年平均	0.9	1.6	0.5	1.2	—	—	1.5

- 注1. 国保と後期高齢者医療は「旧ただし書方式による前年所得（基礎控除前）」であり、国保は1世帯当たり、後期高齢者医療は被保険者1人当たりの額である。
 2. 令和4年度の組合健保、船員保険は、速報値である。

第1図 標準報酬月額の平均の対前年度伸び率の推移（年度末）



(4) 医療費及び加入者1人当たり医療費

制度別に医療費の推移をみたものが、第5表である。協会けんぽ、組合健保、後期高齢者医療は、平成25年度以降増加していたが、令和2年度は減少し、令和3年度で再び増加に転じた。国保は、平成27年度までは増加していたが、平成28年度以降減少し、令和3年度は増加、令和4年度は減少している。

制度別の加入者1人当たり医療費の推移をみたものが、第6表である。令和4年度の協会けんぽは20万4千円、組合健保は18万4千円であり、前年

度と比較すると、協会けんぽは5.0%増加、組合健保は7.1%増加している。

第2図は、協会けんぽと組合健保の加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移をグラフでみたものである。協会けんぽと組合健保を比べると、令和2年度は協会けんぽの方が高く、令和3年度以降は組合健保の方が高い。過去10年間の年度平均伸び率は、協会けんぽは2.4%の増加、組合健保は2.5%の増加となっている。

第5表 制度別医療費の推移（4月～翌年3月）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療	計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成24	56,476	20	42,400	243	13,375	116,546	137,226	366,285
25	58,078	20	42,667	239	13,331	117,783	142,260	374,379
26	60,230	21	43,422	238	13,442	118,175	145,453	380,980
27	64,145	22	44,926	242	13,727	120,272	152,111	395,444
28	65,675	19	45,169	246	13,513	115,018	153,908	393,548
29	68,967	12	46,481	244	13,634	112,410	160,666	402,414
30	71,050	10	47,166	238	13,616	109,209	164,368	405,656
令和元	74,853	10	47,299	242	13,825	108,393	170,729	415,350
2	72,644	8	44,881	230	13,269	104,185	166,325	401,541
3	78,444	8	48,898	236	14,467	108,081	170,920	421,052
4	81,521	8	51,962	235	—	106,884	—	—
	%	%	%	%	%	%	%	%
平成25	2.8	4.0	0.6	△ 1.5	△ 0.3	1.1	3.7	2.2
26	3.7	3.7	1.8	△ 0.4	0.8	0.3	2.2	1.8
27	6.5	1.7	3.5	1.7	2.1	1.8	4.6	3.8
28	2.4	△ 10.8	0.5	1.5	△ 1.6	△ 4.4	1.2	△ 0.5
29	5.0	△ 37.5	2.9	△ 0.6	0.9	△ 2.3	4.4	2.3
30	3.0	△ 15.4	1.5	△ 2.7	△ 0.1	△ 2.8	2.3	0.8
令和元	5.4	△ 3.5	0.3	1.6	1.5	△ 0.7	3.9	2.4
2	△ 3.0	△ 20.9	△ 5.1	△ 4.8	△ 4.0	△ 3.9	△ 2.6	△ 3.3
3	8.0	△ 0.6	9.0	2.6	9.0	3.7	2.8	4.9
4	3.9	△ 1.8	6.3	△ 0.2	—	△ 1.1	—	—
10年平均	3.7	△ 9.1	2.1	△ 0.3	—	△ 0.9	—	—

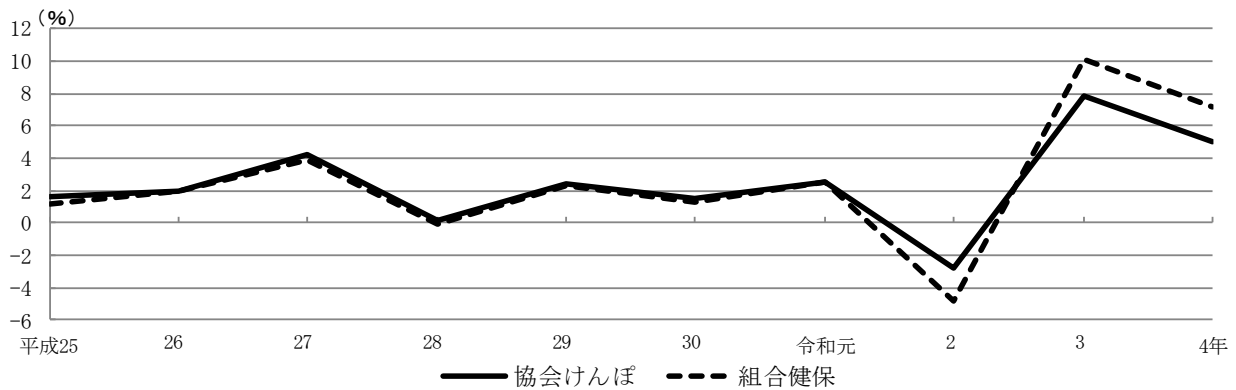
注. 令和4年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第6表 制度別加入者1人当たり医療費の推移（4月～翌年3月）と対前年度伸び率

年度	協会けんぽ	法第3条第2項	組合健保	船員保険	共済組合	国保	後期高齢者医療
	円	円	円	円	円	円	円
平成24	161,306	105,434	143,976	185,655	148,483	305,433	918,440
25	163,817	114,058	145,673	186,774	149,661	314,340	930,496
26	166,944	113,847	148,583	189,229	152,308	322,999	934,008
27	173,961	112,986	154,259	194,728	156,817	339,242	951,679
28	174,122	99,689	154,105	199,852	156,406	338,799	932,611
29	178,353	68,466	157,576	200,944	158,013	347,315	945,088
30	181,083	61,637	159,555	198,052	159,040	351,505	941,528
令和元	185,541	58,984	163,632	203,420	162,575	362,148	953,909
2	180,291	48,214	155,766	197,033	153,714	356,120	920,568
3	194,415	47,647	171,432	206,306	166,972	376,658	939,766
4	204,099	46,104	183,637	210,066	—	387,404	—
	%	%	%	%	%	%	%
平成25	1.6	8.2	1.2	0.6	0.8	2.9	1.3
26	1.9	△ 0.2	2.0	1.3	1.8	2.8	0.4
27	4.2	△ 0.8	3.8	2.9	3.0	5.0	1.9
28	0.1	△ 11.8	△ 0.1	2.6	△ 0.3	△ 0.1	△ 2.0
29	2.4	△ 31.3	2.3	0.5	1.0	2.5	1.3
30	1.5	△ 10.0	1.3	△ 1.4	0.7	1.2	△ 0.4
令和元	2.5	△ 4.3	2.6	2.7	2.2	3.0	1.3
2	△ 2.8	△ 18.3	△ 4.8	△ 3.1	△ 5.5	△ 1.7	△ 3.5
3	7.8	△ 1.2	10.1	4.7	8.6	5.8	2.1
4	5.0	△ 3.2	7.1	1.8	—	2.9	—
10年平均	2.4	△ 7.9	2.5	1.2	—	2.4	—

注. 令和4年度の組合健保、船員保険、国保は、速報値である。

第2図 加入者1人当たり医療費の対前年度伸び率の推移



2. 協会けんぽ（一般被保険者）

(1) 適用状況

協会けんぽ（法第3条第2項を除く）の適用状況の推移をみたものが、第7表である。令和4年度末の被保険者数は、2,480万人（前年度末より27万2千人、1.1%減）、被扶養者数は、1,464万人（同55万3千人、3.6%減）であり、扶養率は0.590

（同0.016ポイント減）である。

被保険者数を男女別にみると、男子は1,453万6千人、女子は1,026万4千人であり、前年度末に比べると男子は0.8%減、女子は1.4%減となっている。被保険者のうち女子の占める割合は41.4%である。

被扶養者数を男女別にみると、男子は523万5千人、女子は940万5千人であり、前年度末と比較すると男子は2.3%減、女子は4.4%減となっている。被扶養者のうち女子の占める割合は64.2%である。

令和4年度末の適用事業所数は256万3千事業所であり、前年度末と比較すると3.0%増加している。1事業所当たりの被保険者数は3.9%減少して9.68人となっている。

令和4年度末の被保険者1人当たり標準賞与額の平均（標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額）は32万6千円で、前年度と比較すると2.4%の増加となっている。

平成24年度以降における適用種別の被保険者数の推移をみたものが、第3図である。強制適用被保険者数は、平成25年度以降は増加傾向にあったが、令和4年10月の共済組合法の改正の影響により、令和4年度末は前年度末と比べて26万人（1.1%）の減少となっている。令和4年度末の任意適用被保険者数は20万2千人（対前年度比1.2%増）、任意継続被保険者数は23万9千人（同5.7%減）となっている。

標準報酬月額別の分布を協会けんぽ（令和4年9月30日現在）と組合健保（令和4年10月1日現在）

と比較したものが、第4図である。協会けんぽは組合健保に比べて相対的に低い標準報酬月額に多く分布している。このため、標準報酬月額の平均は、協会けんぽでは30万円であり、組合健保（特例退職被保険者を除く）の38万5千円に比べて8万5千円程度低くなっている。

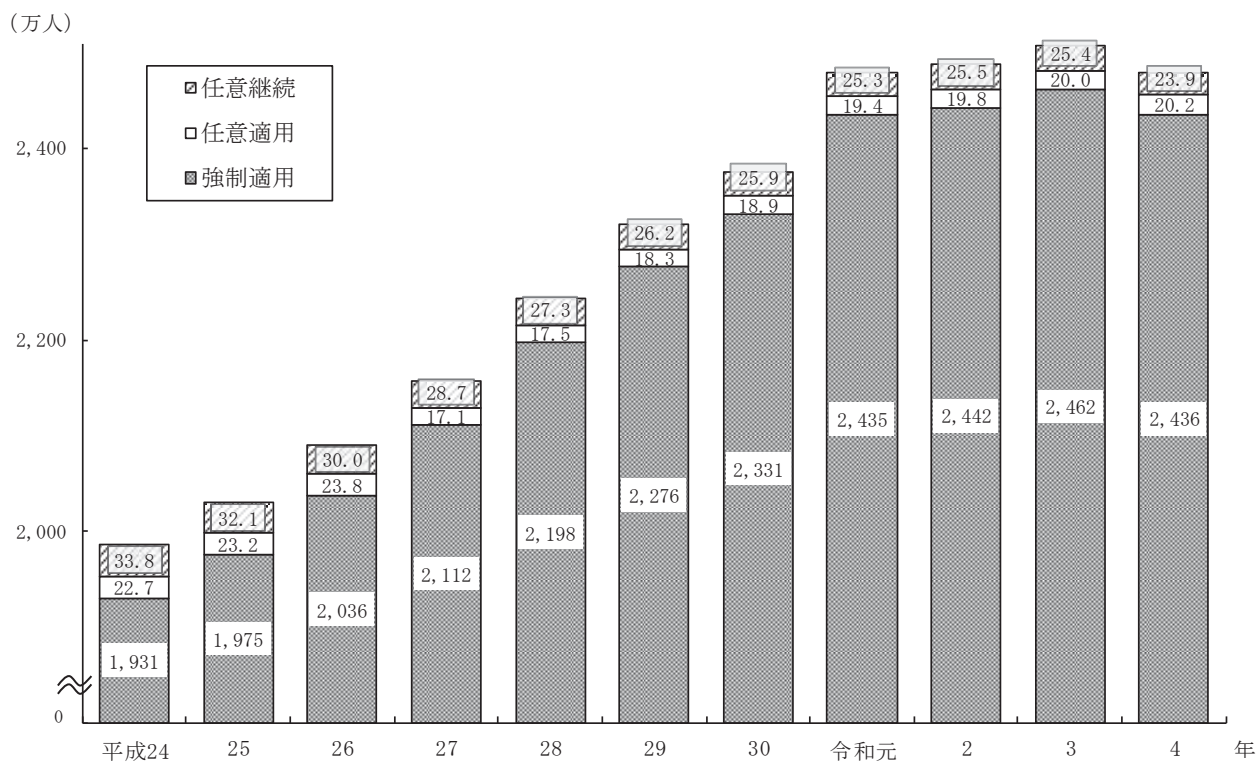
協会けんぽの被保険者及び被扶養者の年齢階級別分布をみたものが、第5図である。被保険者は、45～49歳が13.4%と最も多く、ついで50～54歳が12.7%、40～44歳が11.2%となっている。60歳以上は、60～64歳が8.9%、65～69歳が5.7%、70歳以上が3.6%となっている。また、15～19歳は0.5%である。被扶養者は、10～14歳が15.2%と最も多く、ついで15～19歳が14.8%、5～9歳が13.9%となって、20歳未満で55.2%の割合を占めている。平均年齢は、被保険者が46.2歳、被扶養者が26.4歳である。

第7表 協会けんぽの適用状況の推移（年度末）

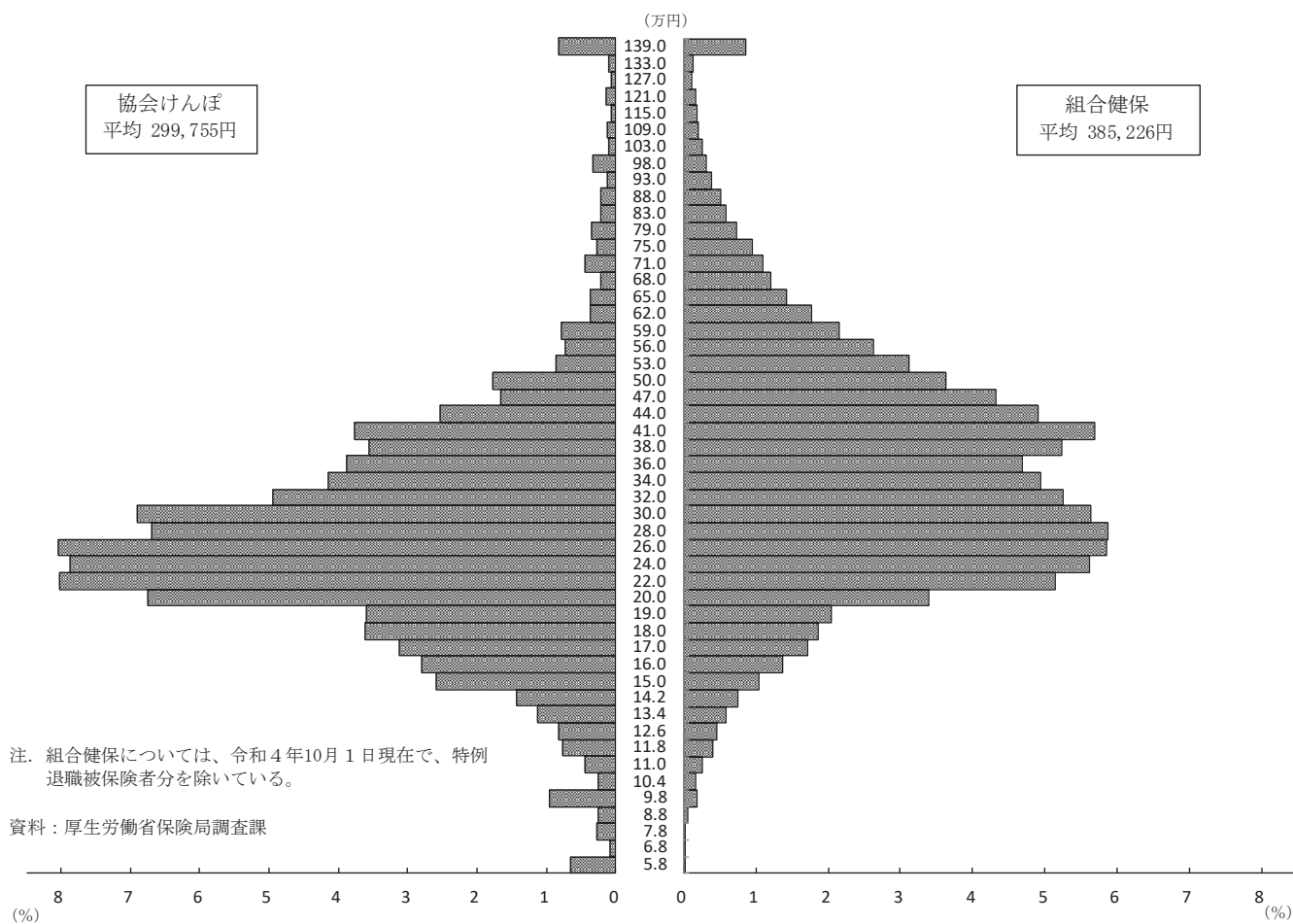
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度末比 (%)
被保険者数（千人）	23,757	24,793	24,877	25,072	24,800	△ 1.1
男子	14,306	14,650	14,635	14,660	14,536	△ 0.8
女子	9,451	10,143	10,243	10,412	10,264	△ 1.4
被扶養者数（千人）	15,643	15,650	15,419	15,193	14,640	△ 3.6
男子	5,428	5,461	5,402	5,358	5,235	△ 2.3
女子	10,215	10,190	10,017	9,835	9,405	△ 4.4
扶養率	0.658	0.631	0.620	0.606	0.590	△ 2.6
事業所数（千事業所）	2,224	2,325	2,399	2,489	2,563	3.0
1事業所あたり被保険者数（人）	10.68	10.67	10.37	10.07	9.68	△ 3.9
標準報酬月額の平均（円）	290,660	292,462	289,937	295,438	302,159	2.3
男子	329,785	332,879	329,504	336,055	342,501	1.9
女子	231,436	234,084	233,403	238,248	245,028	2.8
標準賞与額の平均（円）	323,125	325,608	308,690	317,953	325,516	2.4
男子	364,701	368,455	353,405	365,170	376,030	3.0
女子	261,553	263,181	247,590	254,468	257,692	1.3

注：標準賞与額の平均は標準賞与額の総額の年度累計を賞与の支給を受けた被保険者数の年度累計で除した額である。

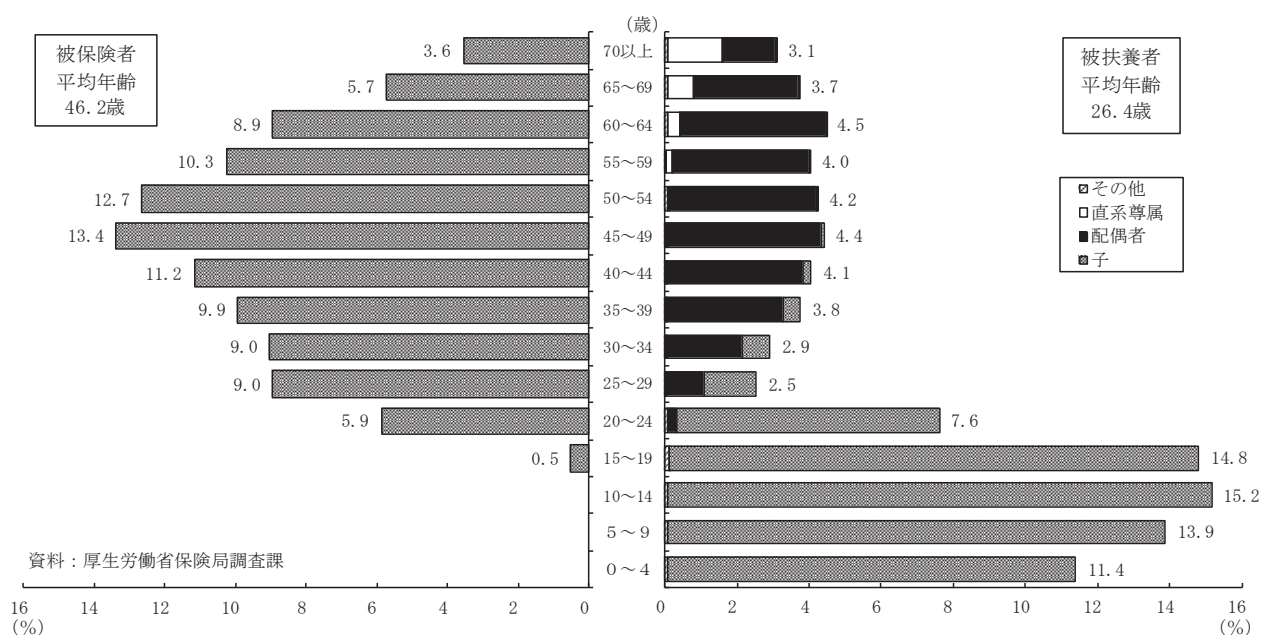
第3図 協会けんぽの被保険者数の推移（年度末）



第4図 協会けんぽの標準報酬月額別被保険者構成割合（令和4年9月30日現在）



第5図 協会けんぽの加入者の年齢階級別構成割合（令和4年9月30日現在）



(2) 給付状況

令和4年度の保険給付費の状況をみたものが、第8表である。総額は6兆9,445億円となり、前年度と比較すると4.0%増加している。

保険給付費の内訳を見ると、被保険者分は全体の58.7%、被扶養者分は32.1%であり、高齢受給者等の保険給付費は全体の8.9%となっている。保険給付費のうち、医療給付費は6兆3,757億円で91.8%を占めており、前年度と比較すると2,211億円(3.6%)増加している。また、医療給付費のうち79.3%は入院・入院外・歯科で占めており、5兆582億円(対前年度比3.8%増)となっている。

保険給付費のうち、その他の現金給付費は5,688億円となっており、前年度と比較すると8.4%の増加となっている。その他の現金給付費を被保険者・被扶養者別にみると、被保険者分は5,137億円(同11.5%増)、被扶養者分は551億円(同13.6%減)となっている。その他の現金給付費のうち59.0%は傷病手当金で3,353億円(同18.3%増)であり、25.1%は出産育児一時金で1,430億円(同6.3%減)となっている。

(3) 医療費の状況

令和4年度の医療費の状況をみたものが、第9表である。総額は8兆1,521億円となり、前年度と比べ3.9%増加している。

医療費の内訳を見ると、入院は2兆747億円(全体の25.5%)、入院外は3兆4,388億円(同42.2%)、歯科は8,732億円(同10.7%)、薬剤支給は1兆5,663億円(同19.2%)となっている。

令和4年度の実効給付率(医療費に占める医療給付費の割合)は78.2%であり、前年度と同じ水準になっている。

加入者一人当たり医療費の推移をみたものが、第10表である。令和4年度の加入者一人当たり医療費をみると、204,099円(対前年度比5.0%増)であり、入院は51,943円(同0.6%減)、入院外は86,094円(同10.3%増)、薬剤支給は39,214円(同4.5%増)となっている。

第8表 協会けんぽの保険給付費の状況（令和4年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢受給者 (一般)	高齢受給者 (現役並み所得)	世帯合算	介護合算	合計	
								割合
医療給付費	35,651	21,742	4,959	1,236	170	0.04	63,757	91.8%
入院	9,823	6,256	1,924	467	・	・	18,471	26.6%
入院外	14,555	9,060	1,825	464	・	・	25,904	37.3%
歯科	3,841	1,994	298	74	・	・	6,208	8.9%
薬剤支給	6,684	3,873	870	222	・	・	11,648	16.8%
入院時食事療養費・生活療養費 (標準負担額差額支給を除く)	78	67	19	4	・	・	168	0.2%
訪問看護療養費	51	193	23	5	・	・	272	0.4%
療養費	537	247	・	・	784	1.1%
高額療養費	81	51	170	・	302	0.4%
その他	0.16	0.11	・	0.04	0.30	0.0%
その他現金給付費	5,137	551	・	・	5,688	8.2%
傷病手当金	3,353	・	・	・	3,353	4.8%
埋葬料	13	7	・	・	20	0.0%
出産育児一時金	886	544	・	・	1,430	2.1%
出産手当金	885	・	・	・	885	1.3%
合計	40,788	22,292	4,959	1,236	170	0.04	69,445	100.0%

注1. 被保険者及び被扶養者の「その他」は、入院時食事療養費・生活療養費（標準負担額差額支給）と移送費の合計である。

2. 高齢受給者の計数不明（…）の現金給付費は、被保険者、被扶養者の現金給付費に含まれている。

第9表 協会けんぽの医療費の状況（令和4年度）

（単位：億円）

	被保険者	被扶養者	高齢受給者 (一般)	高齢受給者 (現役並み所得)	合計	
						割合
入院	11,051	7,093	2,065	538	20,747	25.5%
入院外	19,608	12,018	2,143	619	34,388	42.2%
歯科	5,465	2,792	369	106	8,732	10.7%
薬剤支給	9,116	5,193	1,048	306	15,663	19.2%
入院時食事療養費・生活療養費	240	202	59	12	513	0.6%
訪問看護療養費	70	265	26	6	368	0.5%
療養費	763	348	1,111	1.4%
移送費	0.03	0.02	0.05	0.0%
合計	46,312	27,912	5,710	1,587	81,521	100.0%

注. 高齢受給者の計数不明（…）の療養費及び移送費は、被保険者、被扶養者の療養費及び移送費に含まれている。

第10表 協会けんぽの加入者一人当たり医療費の推移

（単位：円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	対前年度比 (%)
	入院	50,270	51,036	49,326	52,263	
入院外	71,584	73,204	69,917	78,053	86,094	10.3
歯科	19,662	20,136	20,585	21,527	21,861	1.5
薬剤支給	34,630	36,246	35,596	37,541	39,214	4.5
入院時食事療養費・生活療養費	1,453	1,428	1,337	1,345	1,285	△4.5
訪問看護療養費	524	590	707	822	922	12.1
療養費	2,960	2,901	2,821	2,864	2,781	△2.9
移送費	0.19	0.19	0.23	0.11	0.12	15.1
合計	181,083	185,541	180,291	194,415	204,099	5.0

3. 協会けんぽ（一般被保険者）の都道府県支部別の状況

(1) 適用状況

令和4年度の適用状況を都道府県支部別にみたものが、第11表である。

令和4年度末現在の加入者数が最も多いのは東京で585万6千人であり、最も少ない鳥取の19万2千人の約30.5倍となっている。

扶養率が最も高いのは沖縄で0.748であり、ついで奈良が0.720、鹿児島が0.678となっている。一方、最も低いのは東京で0.459であり、ついで岩手が0.542、富山が0.549となっている。

平均総報酬額が最も高いのは神奈川で431万円であり、最も低い沖縄の342万円の約1.26倍となっている。

令和4年9月30日現在の加入者の平均年齢が最も高いのは秋田で42.1歳であり、ついで北海道が40.8歳、青森が40.7歳となっている。一方、最も低いのは沖縄で36.2歳であり、ついで大阪が38.0歳、愛知が38.0歳となっている。

(2) 医療費の状況

令和4年度の加入者1人当たり医療費を都道府県支部別にみたものが、第6図である。

1人当たり医療費が最も高いのは佐賀で、全国平均の204,099円よりも30,088円高く、その内訳は入院が+13,309円、入院外が+15,637円、歯科が△267円、その他が+1,409円となっている。一方、最も低いのは沖縄で、全国平均より14,741円低く、その内訳は入院が+2,023円、入院外が△12,982円、歯科が△3,484円、その他が△298円となっている。

都道府県支部別の1人当たり医療費は、各支部の加入者の年齢構成の違いの影響を受ける。この影響による医療費の格差を除去した指数（以下、「地域差指数」という。）を都道府県支部別にみたものが、第7図である。

第6図の1人当たり医療費が最も高い佐賀は、地域差指数でも最も高くなっている。一方、1人当たり医療費が最も低い沖縄は、平均年齢が低いこともあり、年齢構成の影響を除去した地域差指数では、低いほうから数えて8番目の都道府県支部となっており、新潟が、地域差指数では最も低い都道府県支部となっている。

地域差指数の高い10支部について、内訳をみると、大阪を除きこれらの支部では、医科（入院、入院外）が高いことが、地域差指数が高い大きな要因となっている。

地域差指数の低い10支部について、内訳をみると、沖縄を除きこれらの支部では、入院、入院外、歯科、その他のすべてが全国平均を下回っている。特に、新潟は、入院、入院外がともに低いことが、地域差指数が低い大きな要因となっている。

地域差指数が最も高い佐賀と、最も低い新潟について、地域差指数の全国値との差の内訳を年齢階級別にみたものが、第8図である。

佐賀では、入院はすべての年齢階級でプラスに寄与しており、特に50～59歳、70歳以上の年齢階級で寄与が大きくなっている。また、入院外でもすべての年齢階級でプラスに寄与しており、特に0～4歳、20～24歳で寄与が大きくなっている。新潟では、20～29歳を除いて入院が、10～14歳を除いて入院外がともにマイナスに寄与しており、特に40歳以上の各年齢階級で寄与が大きくなっている。

上記2支部について、各年齢階級の1人当たり医療費の全国平均との乖離率をみたものが、第9図である。

佐賀では、すべての年齢階級がプラスの乖離率となっており、特に20～29歳で乖離の幅が大きくなっている。新潟では、すべての年齢階級がマイナスの乖離率となっており、40～44歳で乖離の幅が最も大きくなっている。

第8図と第9図を比較すると、佐賀、新潟ともに、地域差指数に対して寄与が大きい年齢層と、年齢階級別の1人当たり医療費の全国平均との乖離率が大きい年齢層には差異がみられる。

（注）地域差指数の計算は、以下の算式による。

$$\begin{aligned} & \text{A支部の地域差指数} \\ &= \frac{\sum (\text{A支部の年齢階級別加入者1人当たり医療費} \times \text{全国の年齢階級別加入者数ウェイト})}{\text{全国の加入者1人当たり医療費}} \end{aligned}$$

第11表 都道府県別適用状況（令和4年度）

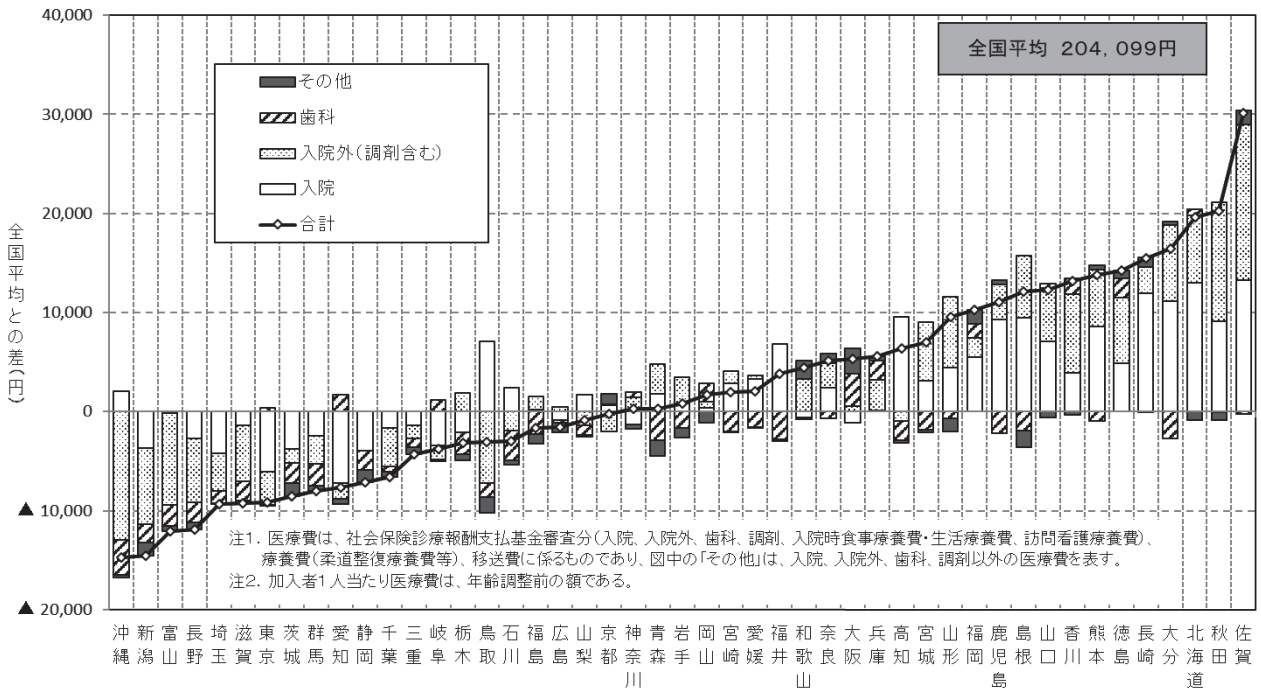
	加入者数			扶養率	平均総報酬額	平均年齢		
	被保険者	被扶養者				加入者	被保険者	被扶養者
	千人	千人	千人		千円	歳	歳	歳
全国	39,440	24,800	14,640	0.590	4,035	38.9	46.2	26.4
北海道	1,681	1,045	636	0.609	3,898	40.8	47.7	29.2
青森	417	267	150	0.561	3,446	40.7	47.7	28.1
岩手	378	245	133	0.542	3,520	40.5	47.7	27.2
宮城	697	441	257	0.583	3,764	39.8	46.7	27.7
秋田	299	193	106	0.549	3,452	42.1	48.6	30.2
山形	369	238	131	0.550	3,599	40.1	47.3	27.0
福島	631	402	229	0.570	3,787	39.7	47.0	26.9
茨城	701	441	261	0.592	4,049	39.3	46.6	26.6
栃木	526	332	194	0.583	3,976	39.3	46.6	26.8
群馬	618	382	236	0.617	4,043	39.0	46.6	26.7
埼玉	1,399	870	530	0.609	4,175	39.3	46.9	26.6
千葉	1,004	632	373	0.590	4,125	39.5	46.9	26.7
東京	5,856	4,013	1,843	0.459	4,235	38.8	44.6	26.2
神奈川	1,644	1,041	603	0.579	4,312	39.6	47.1	26.7
新潟	768	484	284	0.586	3,797	39.5	46.9	26.8
富山	392	253	139	0.549	4,015	39.4	46.9	25.6
石川	424	270	154	0.569	3,984	38.9	46.4	25.3
福井	278	177	101	0.574	3,959	39.2	47.0	25.4
山梨	244	151	93	0.613	3,981	39.4	47.2	26.5
長野	623	389	234	0.602	3,926	39.2	47.2	25.7
岐阜	737	449	288	0.642	4,098	38.8	46.6	26.5
静岡	1,004	637	367	0.576	4,071	39.1	46.7	26.0
愛知	2,464	1,528	936	0.613	4,291	38.0	45.2	26.0
三重	494	309	185	0.597	4,066	38.9	46.2	26.6
滋賀	345	208	137	0.657	4,093	38.1	46.0	25.9
京都	860	526	334	0.634	4,168	38.5	46.1	26.5
大阪	3,457	2,103	1,354	0.644	4,273	38.0	45.3	26.5
兵庫	1,468	890	578	0.649	4,159	38.7	46.5	26.7
奈良	313	182	131	0.720	4,037	38.7	46.7	27.4
和歌山	284	170	114	0.670	3,866	39.3	47.1	27.5
鳥取	192	121	71	0.588	3,574	39.0	46.9	25.4
島根	225	142	83	0.583	3,636	39.7	47.6	25.7
岡山	696	432	264	0.612	3,941	38.2	45.9	25.5
広島	1,045	642	402	0.626	4,007	38.5	46.4	25.8
山口	405	251	153	0.611	3,998	39.7	47.5	26.9
徳島	255	160	95	0.594	3,788	39.2	46.6	26.5
香川	365	225	140	0.624	3,860	38.8	46.6	26.1
愛媛	497	301	196	0.650	3,841	38.6	46.5	26.2
高知	234	148	86	0.582	3,730	39.5	47.4	25.7
福岡	1,878	1,139	739	0.649	3,959	38.0	45.9	25.7
佐賀	279	170	109	0.646	3,680	38.8	46.8	26.0
長崎	432	263	169	0.643	3,627	39.2	47.4	26.4
熊本	605	373	233	0.625	3,684	38.5	46.7	25.1
大分	395	242	153	0.629	3,718	39.4	47.2	26.8
宮崎	392	240	152	0.631	3,618	38.4	47.0	24.6
鹿児島	599	357	242	0.678	3,640	38.0	46.9	24.8
沖縄	570	326	244	0.748	3,425	36.2	45.6	23.4

注1. 加入者数、扶養率は令和4年度末現在、平均年齢は令和4年9月30日現在。

2. 平均総報酬額は、総報酬額の年度累計を年間の平均被保険者数で除したものである。

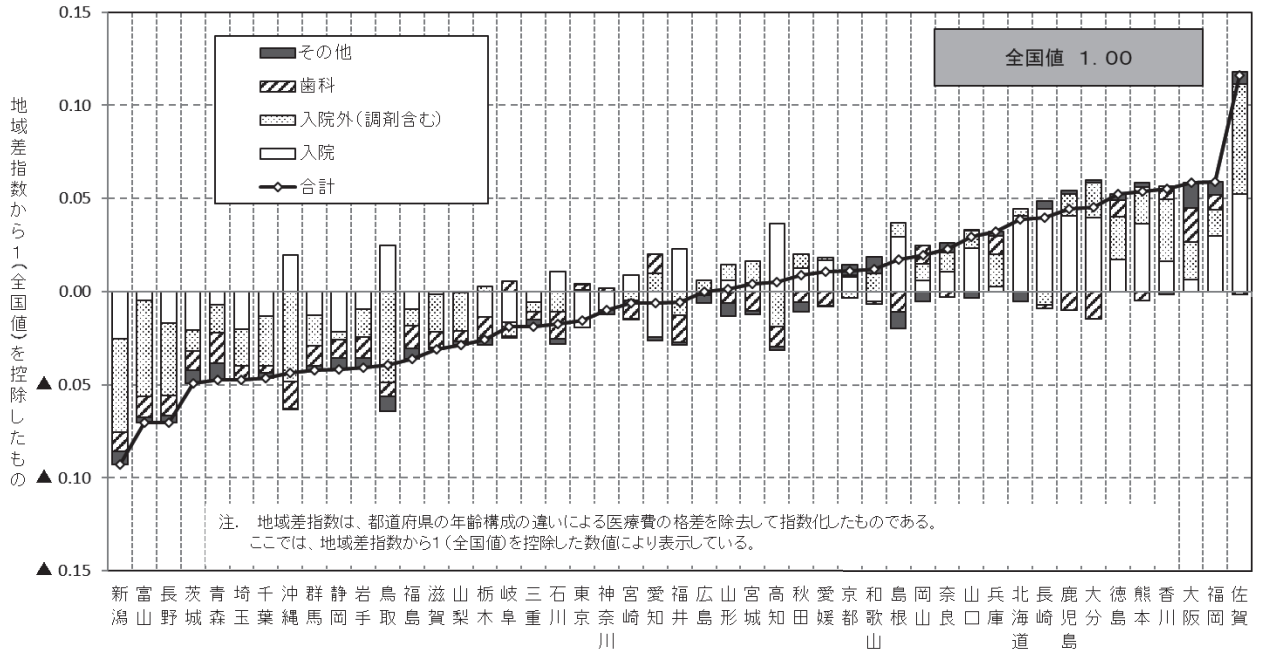
第6図 都道府県別 加入者1人当たり医療費の状況（全国平均との差）（令和4年度）

・年齢調整前の1人当たり医療費(実額)であるため、都道府県間の年齢構成の違いが影響する。

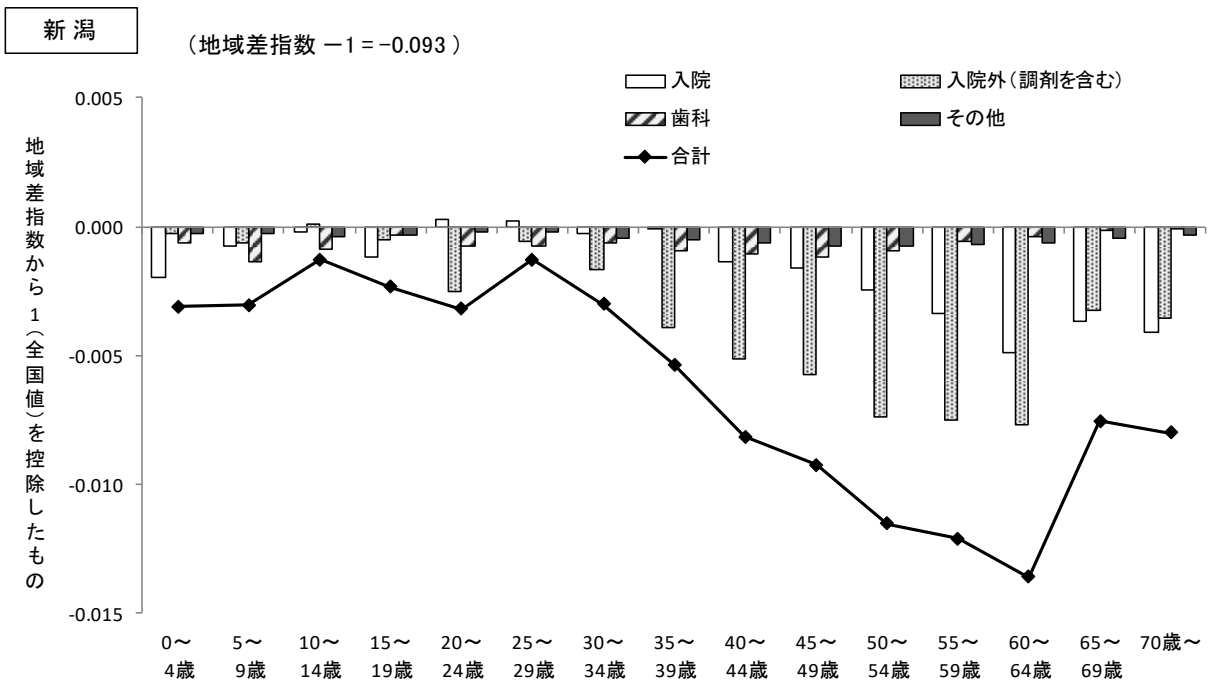
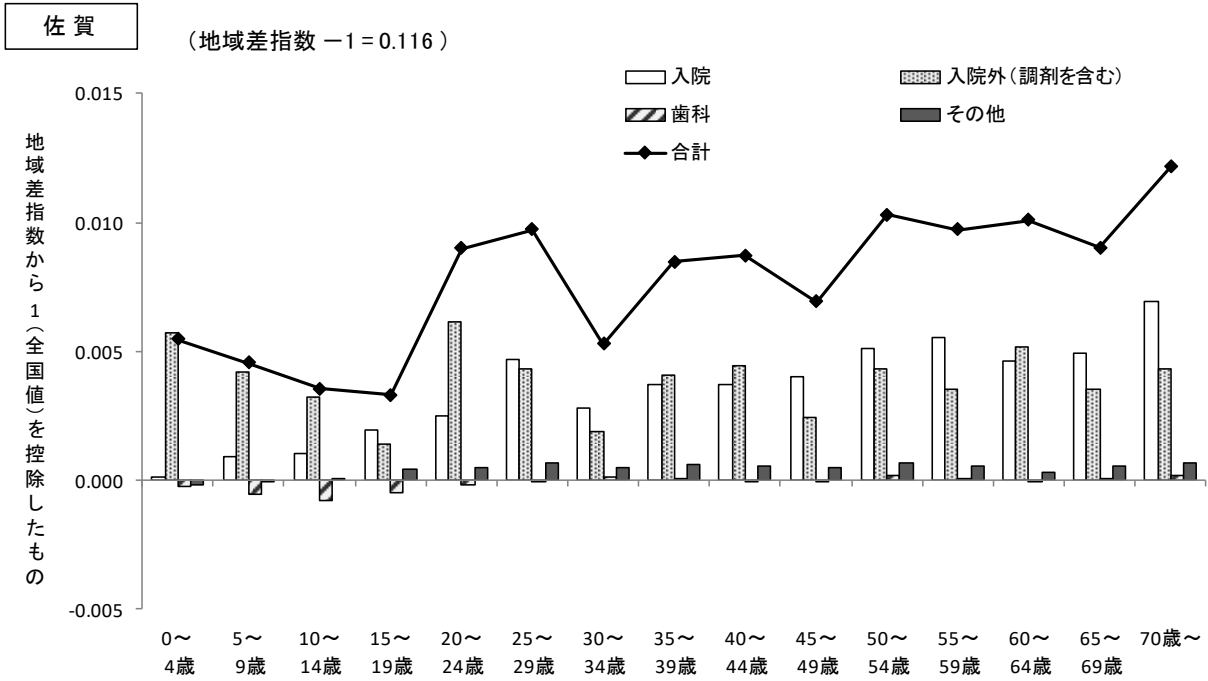


第7図 都道府県別 地域差指数の比較（令和4年度）

・1人当たり医療費から年齢構成の違いによる影響を除去(年齢調整)しているため、医療費の地域差を比較することが可能。



第8図 地域差指数の年齢階級別内訳 (令和4年度)



第9図 年齢階級別1人当たり医療費の全国平均との乖離率
及び診療種別寄与度分解 (令和4年度)

